

和光都市計画道路の変更（和光市決定）

1. 都市計画道路中3・4・5号吹上赤池線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

県南西部地域の幹線道路網の骨格を形成する3・2・13号志木和光線が、3・4・3号練馬川口線まで延伸し、これに伴い、本路線の代替機能が新たに確保されることから本路線を廃止する。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、和光都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 和光都市計画区域の位置等

和光都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南部に位置しています。

また、和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域です。

【3・4・5号吹上赤池線】

本路線は、和光市新倉四丁目を起点とし、和光市新倉二丁目に至る延長約1,640m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更の理由

県南西部地域の幹線道路網の骨格を形成する3・2・13号志木和光線が、3・4・3号練馬川口線まで延伸し、これに伴い、本路線の代替機能が新たに確保されることから本路線を廃止する。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・5号吹上赤池線	— (約1,640m)	— (2車線)	— (16m)	・全線廃止

括弧内は変更前を示す。

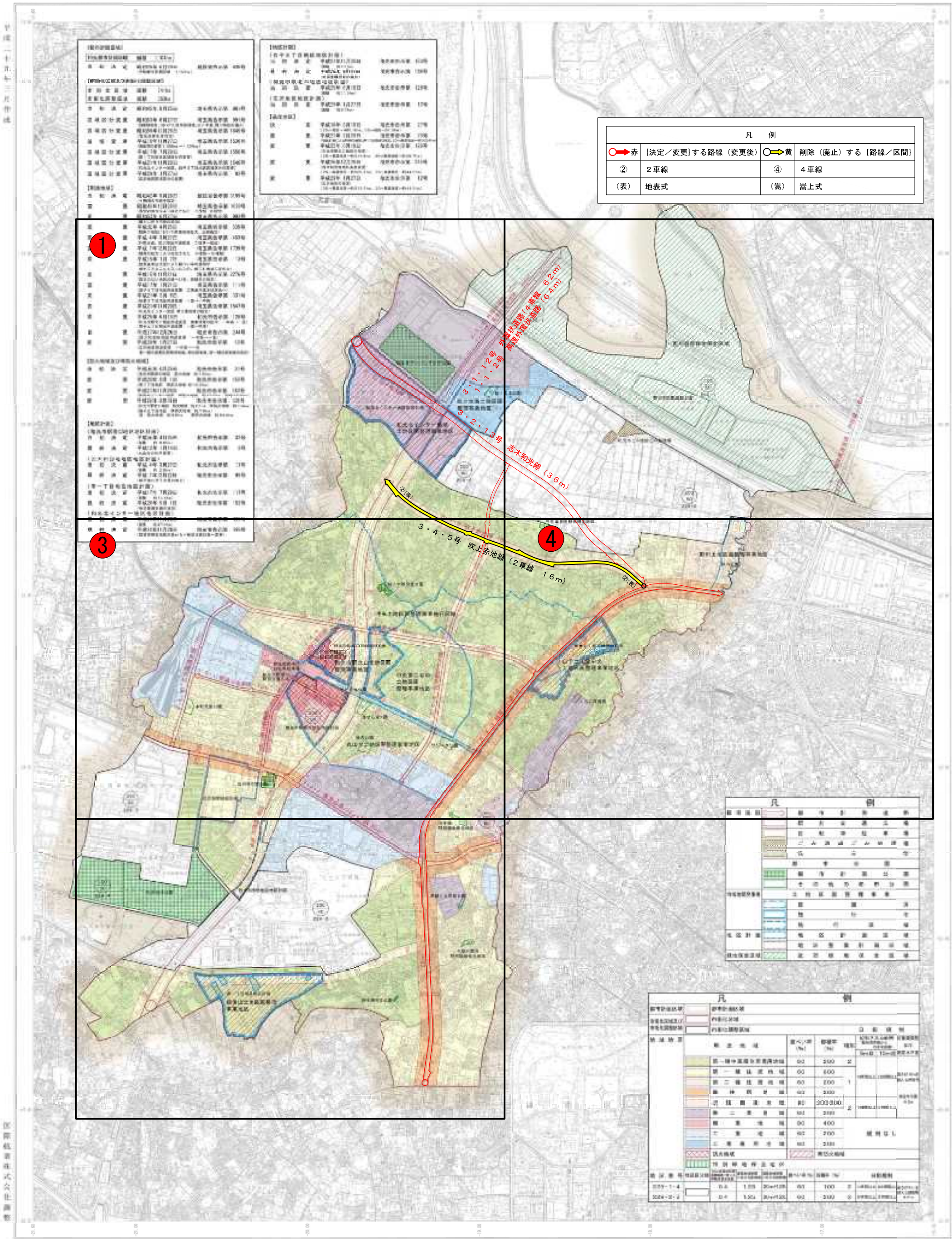
IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（埼玉県決定）
- ②用途地域（和光市決定）

総括図

和光都市計画図



凡例					
	赤	決定/変更する路線(変更後)		黄	削除(廃止)する[路線/区間]
②	2車線		④	4車線	
(表)	地表式		(嵩)	嵩上式	

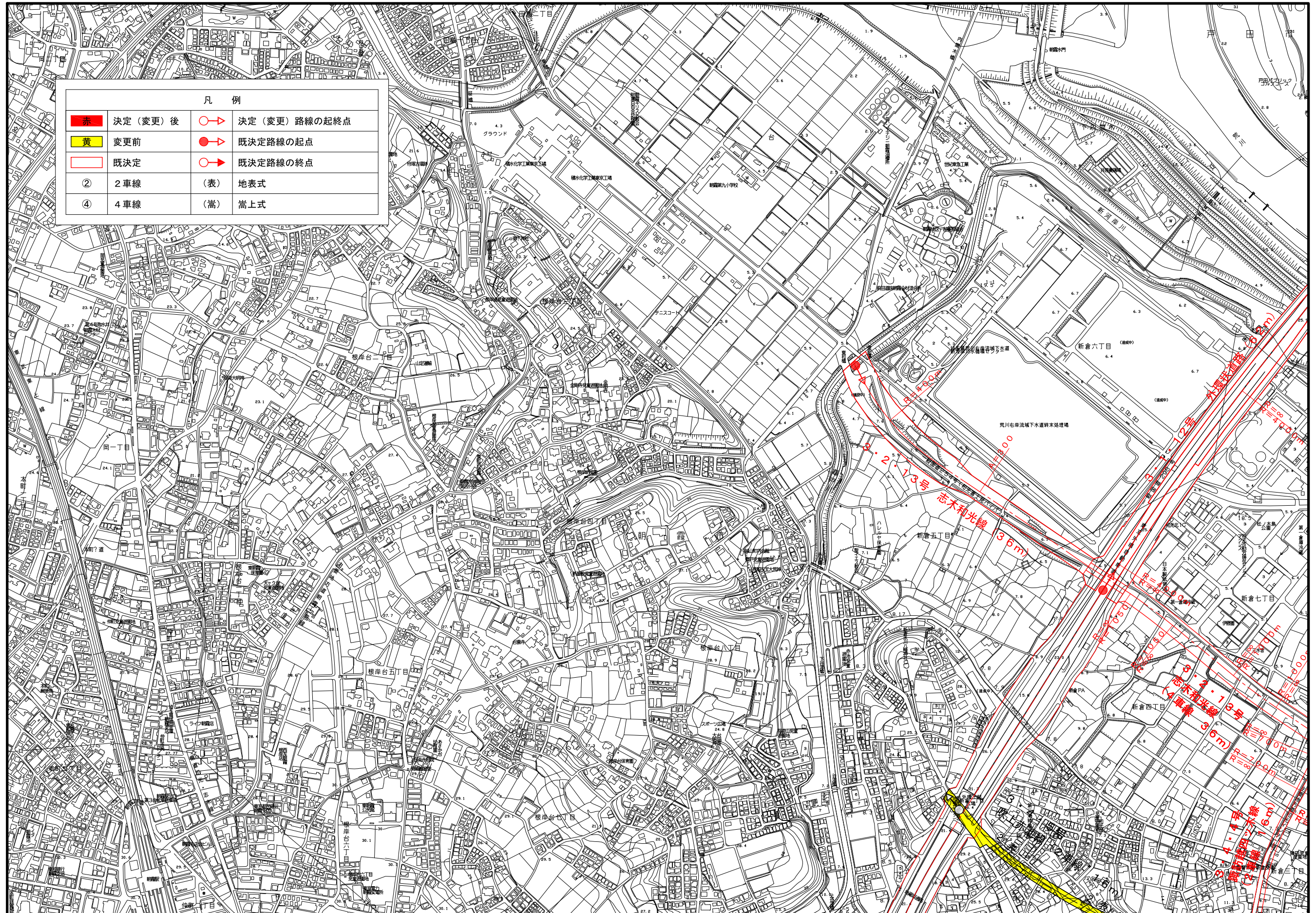
凡例	
	緑地保全区域
	都市計画区域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	商業地域
	工業地域
	第一種中密度住居地域
	第二種中密度住居地域
	第三種中密度住居地域
	第四種中密度住居地域
	第五種中密度住居地域
	第六種中密度住居地域
	第七種中密度住居地域
	第八種中密度住居地域
	第九種中密度住居地域
	第十種中密度住居地域
	第十一種中密度住居地域
	第十二種中密度住居地域
	第十三種中密度住居地域
	第十四種中密度住居地域
	第十五種中密度住居地域
	第十六種中密度住居地域
	第十七種中密度住居地域
	第十八種中密度住居地域
	第十九種中密度住居地域
	第二十種中密度住居地域

凡例				
	第一種中密度住居地域	中心高 (m)	容積率 (%)	用途制限
	第二種中密度住居地域	60	200	住居用途
	第三種中密度住居地域	60	500	住居用途
	第四種中密度住居地域	60	200	住居用途
	第五種中密度住居地域	60	500	住居用途
	第六種中密度住居地域	80	200-500	住居用途
	第七種中密度住居地域	80	200	住居用途
	第八種中密度住居地域	80	400	住居用途
	第九種中密度住居地域	80	700	住居用途
	第十種中密度住居地域	80	200	住居用途
	第十一種中密度住居地域	80	400	住居用途
	第十二種中密度住居地域	80	700	住居用途
	第十三種中密度住居地域	80	200	住居用途
	第十四種中密度住居地域	80	400	住居用途
	第十五種中密度住居地域	80	700	住居用途
	第十六種中密度住居地域	80	200	住居用途
	第十七種中密度住居地域	80	400	住居用途
	第十八種中密度住居地域	80	700	住居用途
	第十九種中密度住居地域	80	200	住居用途
	第二十種中密度住居地域	80	400	住居用途

図例

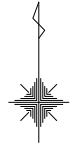
計画図 1

和光市 NO.1



凡 例			
赤	決定 (変更) 後	○→	決定 (変更) 路線の起終点
黄	変更前	●→	既決定路線の起点
□	既決定	○←	既決定路線の終点
②	2車線	(表)	地表式
④	4車線	(高)	高上式

1	2
3	4
5	

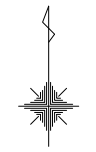


0 100 200 300 400 500m
1:2,500

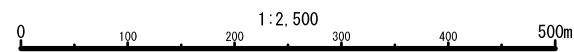
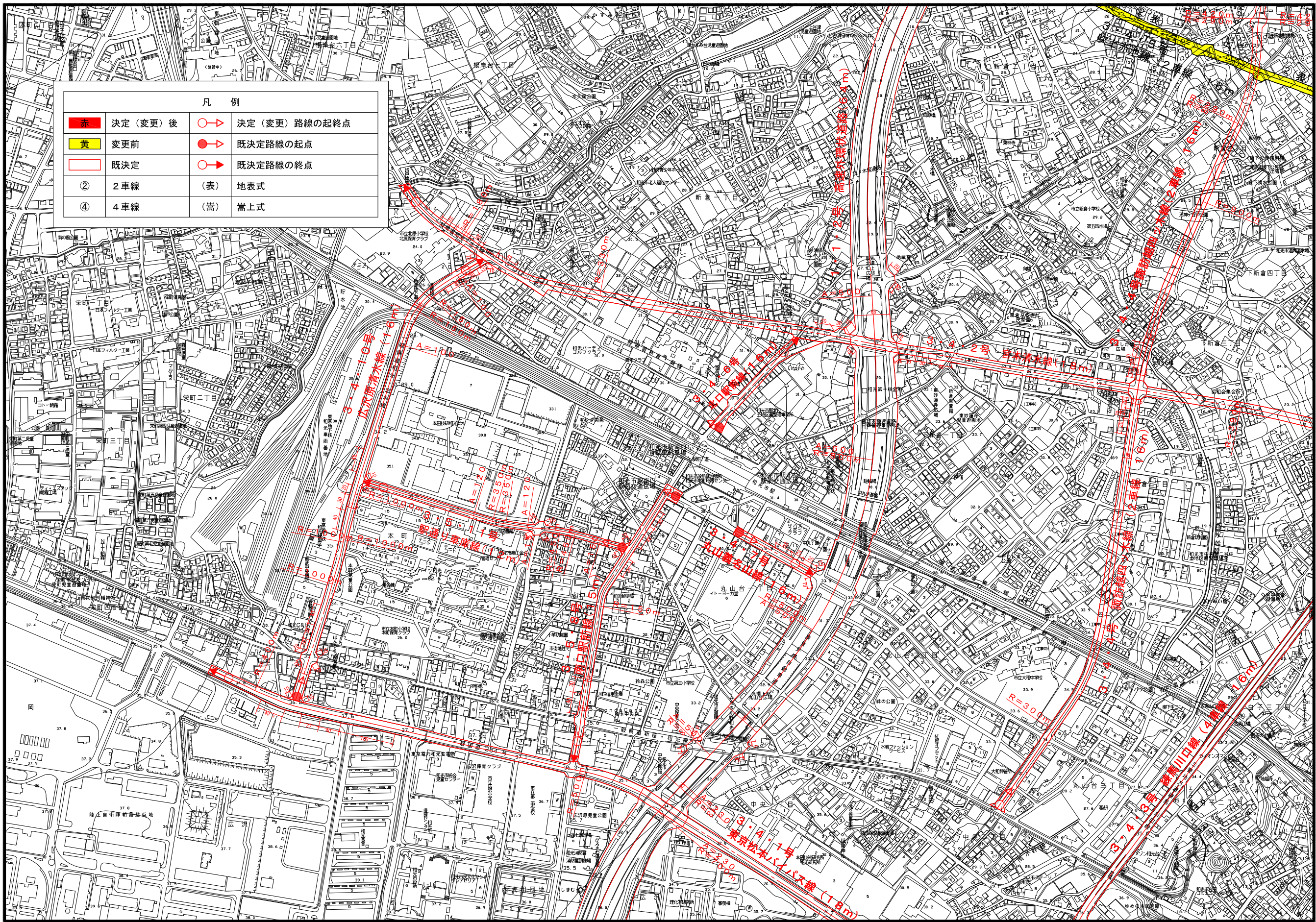
計画図 3

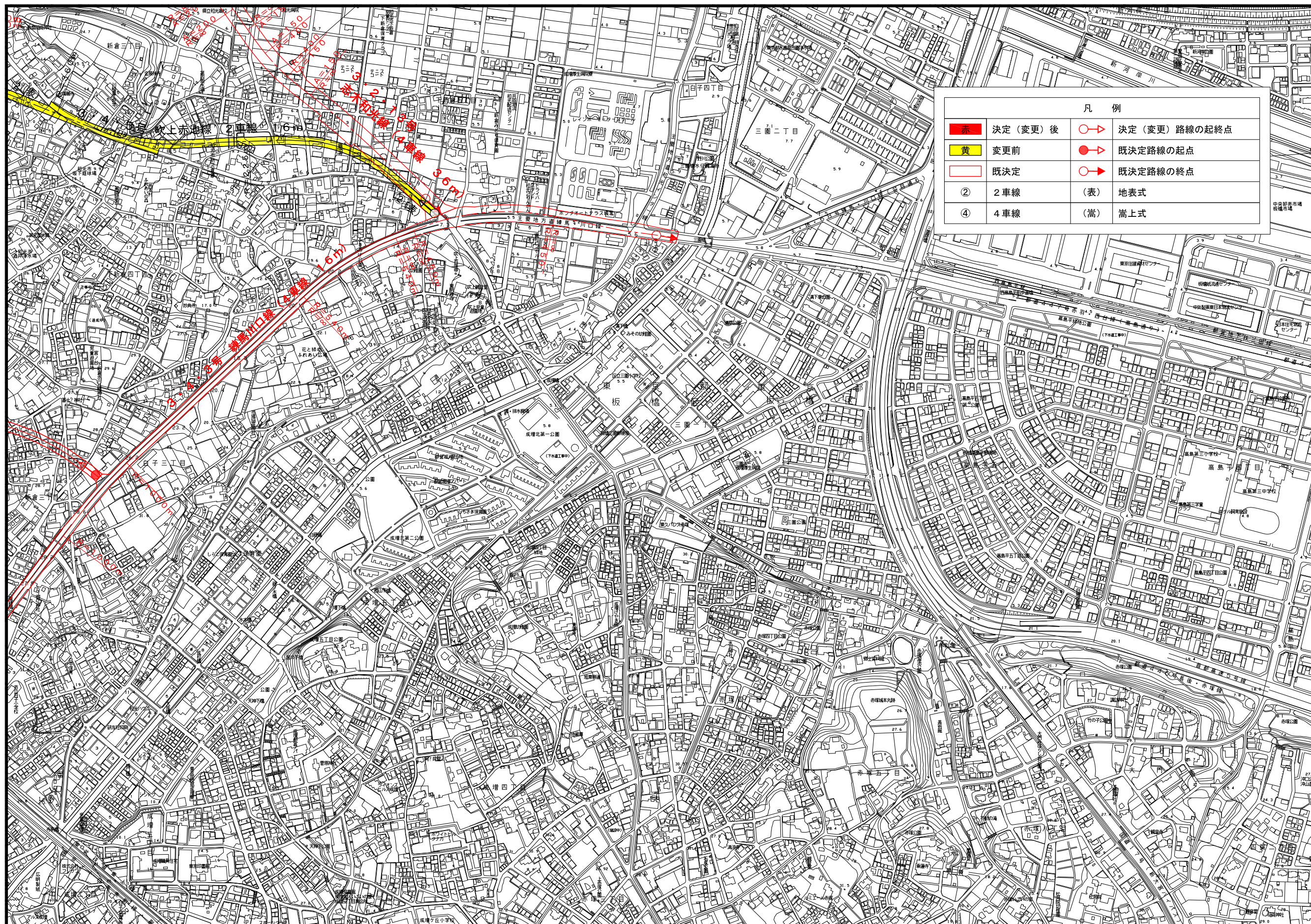
和光市 NO.3

1	2
3	4
5	



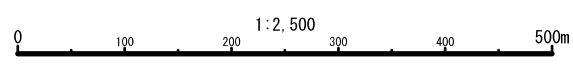
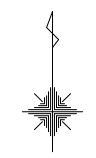
凡 例			
赤	決定（変更）後		決定（変更）路線の起終点
黄	変更前		既決定路線の起点
	既決定		既決定路線の終点
②	2車線	(表)	地表式
④	4車線	(高)	嵩上式





凡 例			
赤	決定(変更)後	○→	決定(変更)路線の起終点
黄	変更前	●→	既決定路線の起点
白	既決定	○→	既決定路線の終点
②	2車線	(表)	地表式
④	4車線	(高)	高上式

1	2
3	4
5	



和光都市計画の策定の経緯の概要

(和光都市計画道路の変更)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和 元年 8月 4日 (2回) 令和 元年 8月 5日 令和 元年 8月 8日	計4回
計 画 原 案 の 縦 覧 (市まちづくり条例)	令和 元年 8月 4日から 令和 元年 8月26日まで	縦覧：1名 意見書：なし
県知事協議	令和 元年10月25日 (協議) 令和 元年11月 6日 (回答)	
計 画 案 の 縦 覧	令和 元年11月12日から 令和 元年11月26日まで	縦覧：1名 意見書：1通
和光市都市計画審議会	令和 2年 1月20日	今回開催
埼玉県都市計画審議会	令和 2年 2月 日	予定
計 画 決 定 告 示	令和 2年 3月 日	予定
図書の写しの送付	令和 2年 3月 日	予定

●別途関連説明会等

令和元年10月29日「まちづくりに関する意見交換会」

1回実施

説明会開催状況調書

和光都市計画道路の変更の説明会						
開催日	開催場所	出席者数	周知方法	説明概要	住民からの意見・要望	今後の対応
令和元年 8月4日 10時～	和光市立下新 倉小学校	177名	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報 ・市広報掲示板 ・県・市HP ・開催案内チラシ 	都市計画道路の変更素案の内容について	別紙のとおり	令和元年 11月 案の縦覧・ 公告を予定
令和元年 8月4日 16時～	和光市立下新 倉小学校	70名				
令和元年 8月5日 19時～	和光市立下新 倉小学校	70名				
令和元年 8月8日 19時～	坂下公民館 講堂	4名	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報 ・市広報掲示板 ・市HP ・開催通知投函 	都市計画道路の変更素案の内容について	市決定事項 について意 見なし	

●別途関連説明会等

令和元年10月29日 「まちづくりに関する意見交換会」 実施 1回

別紙

住民からの意見・要望

1) ルートに関すること

- 住宅地を通るルートではなく、県道和光インター線及び水道道路を拡幅し、国道17号バイパスに直接接続させるべき。
- 現状で混雑の激しい交差点（吹上観音前交差点）に接続させることは、笹目通り（練馬川口線）の混雑を助長することになるのではないか。
- バイパスにより地域が分断され、小学校への通学路も遮断されてしまう。
- 児童や高齢者の安全対策や道路横断対策についてはどう考えているのか。
- 国や東京都とは調整ができているのか。
- 平面ではなく地下で整備すべきではないか。
- 北側に大きくルートを変更し、河川内を活用して首都高速道路に直接接続させるべき。
- 幅員36mは不要ではないか。
- 病院や学校が近いがどのように考えているか。

2) 手続きに関すること

- 今後のスケジュールはどうなるのか。
- 意見書を提出できる時期はいつになるのか。

3) 事業に関すること

- 具体的な事業着手の時期及び完成目標について詳細が知りたい。
- 全体事業費はどのくらいになるのか。

4) 道路の廃止に関すること

意見なし



令和元年11月25日

和光市

上記代表者 和光市長 松本 武洋 殿

〒351-0111

住 所 和光市下新倉

氏 名

年 齢

(利害関係者は、当該市町村に住所がない方のみ御記入ください。)

和光都市計画の変更に係る意見書

和光市が決定する和光都市計画（道路（※）・用途地域）の変更について、下記の理由により（賛成・**反対**）します。

※ 3・4・5号吹上赤池線

記

和光市が決定する和光市都市計画道路の変更について、反対する理由は次の2点です。

（1）3・4・5吹上赤池線の拡幅を含む計画が廃止になることで、地域の交通の安全性の確保が不十分となります。

（2）和光市が決定する和光市都市計画道路の変更の前提となっている、埼玉県が決定する和光市都市計画道路の変更には反対です。

以下、各理由について、詳細を記します。

【（1）3・4・5吹上赤池線の拡幅を含む計画が廃止になることで、地域の交通の安全性の確保が不十分となります。】

3・4・5号吹上赤池線は、ご承知の通り、今年（令和元年）8月に開催された、一般国道254号バイパスの外環道以南の延伸に関連する都市計画変更素案についての説明会で

の配布資料において、「生活道路の安全性向上」の事例として紹介されている「昭和通り」に相当する道路です。

参考：都市計画素案説明会説明資料（国道254号バイパス延伸関係）

https://www.pref.saitama.lg.jp/b1002/documents/254bp_toshikeikakuhenkou_setsumeishiryou.pdf

10, 11ページ

国道254号バイパスが延伸されれば、昭和通りに流入する車両が減少し、安全性が向上する、というのが、この説明会の資料における説明内容です。

しかし、この資料の10ページの写真を見れば分かるように、現在の自動車を中心とした交通においては、昭和通りは、そもそも道路の幅が不足しており、歩行者や自転車と、自動車が共存できる環境にはありません。

3・4・5号吹上赤池線（昭和通り）の原形になる道は、1920年ごろには存在し、1960年代後半には現在の形に整備されたことが確認できます。

参考：今昔マップ on the web

1920年ごろの当該地域

http://ktgis.net/kjmapw/kjmapw.html?lat=35.790682&lng=139.631059&zoom=15&dataset=tokyo50&age=1&screen=2&scr1tile=k_cj4&scr2tile=k_cj4&scr3tile=k_cj4&scr4tile=k_cj4&mapOpacity=10&overGSItile=no&altitudeOpacity=2

1960年代後半の当該地域

http://ktgis.net/kjmapw/kjmapw.html?lat=35.790682&lng=139.631059&zoom=15&dataset=tokyo50&age=4&screen=2&scr1tile=k_cj4&scr2tile=k_cj4&scr3tile=k_cj4&scr4tile=k_cj4&mapOpacity=10&overGSItile=no&altitudeOpacity=2

こうした地域に古くからある道路は、地域の住民にとっては、引き続き頻繁に使う道路として意識されることになり、一定の交通量は維持されることが想定されます。この場合、国道254号バイパス（3・2・13号志木和光線）の延伸後に、自動車の流入量が一定程度減ったとしても、そもそもの道路幅の不足による危険性は解消されず、危険な状態が維持されることとなります。

また、昭和通りは、和光市駅と和光高校を結ぶ東武バスの巡回ルートに当たっており、このルートが維持される限りは、大型車両であるバスの通過も日常的に続くこととなります。

さらに、国道254号バイパスの延伸工事中は、多くの工事車両が近隣を行き来するこ

とになり、当然ながら、昭和通りにもこれらの大型の工事車両が相当数流入すると考えられます。むしろ、当面の危険性は増大するにも関わらず、この道路の拡幅等の対策を行わないことを決定することは容認できません。

以上のことから、3・4・5号吹上赤池線の整備は、国道254号バイパスの延伸とは独立して実施されるべきだと考えます。よって、国道254号バイパス（3・2・13号志木和光線）の延伸を理由とした、3・4・5号吹上赤池線の廃止に反対します。

【(2) 和光市が決定する和光市都市計画道路の変更の前提となっている、埼玉県が決定する和光市都市計画道路の変更反対です。】

国道254号バイパス（3・2・13号志木和光線）の延伸を含む、埼玉県の決定する和光都市計画道路の変更について反対であるため、埼玉県の決定する和光都市計画道路の変更を前提とする、3・4・5号吹上赤池線の廃止についても反対です。

埼玉県の決定する和光都市計画道路の変更について反対する理由については、別途埼玉県知事宛に提出した意見書を参考資料として付しますので、そちらをご参照ください。

以上

和光都市計画 道路（市） の変更に係る意見書の要旨

（1通1名）

番号	意見書提出日	氏名	住所	年齢	意見要旨
市1	11/25	■■■■	和光市下新倉 ■■■■	■	<p>①地域交通の安全性の確保が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹上赤池線（昭和通り）は旧来から生活道路であり、国道254号バイパスの延伸整備後に車両流入が減少しても狭い幅員が解消されないので危険のままである。 ・吹上赤池線（昭和通り）は和光市駅と和光高校を結ぶバスルートとなっており、バスなどの大型車両が日常的に通過する路線です。さらに、国道254号バイパスの延伸工事期間中では工事車両の流入が予想されることから、昭和通りの拡幅等の対策を行わないことを決定する内容なので、吹上赤池線を廃止することは反対。 <p>②国道254号バイパスの延伸を含む埼玉県の決定する和光都市計画道路の変更について反対であるため、県の決定する和光都市計画道路の変更を前提とする、吹上赤池線の廃止についても同様に反対。</p>

和光都市計画道路（市）の変更に係る意見書に対する見解

番号	市 1
氏名	■■■■■
意見要旨	①地域交通の安全性の確保が不十分 ②国道254号バイパスの延伸を含む埼玉県決定案について反対のため、埼玉県決定案を前提としている吹上赤池線の廃止についても反対
意見への見解	①3・4・5号吹上赤池線は現在未整備の都市計画道路であり、広域交通の視点から地区幹線道路として当初計画されておりました。当路線は今回埼玉県で決定・延伸される予定の志木和光線（国道254号バイパス）と近接並行しているため、幹線としての機能重複により廃止されるものです。 昭和通り（市道537号線）の拡幅計画については、市内の都市計画道路網の完了状況及び既存幹線市道の整備状況により市内全域での各路線の整備必要性を図るものであり、和光市としても、今回都市計画決定後、市内道路の整備必要性について検討を図り計画的に拡幅整備等を実施することを想定しています。 ②反対の前提である県の変更案については、市の変更案における審議内容ではないため、当該意見につきましては審議における参考意見として取扱います。